



手数料を改正します

●問い合わせ 企画財政課 (☎574-6632)

手数料の名称	発行単位	手数料の名称	発行単位
住民票の写しの交付	1通	土地・家屋台帳閲覧 (土地・家屋台帳は1冊をもって1件とする)	1件
住民票記載事項証明書	1通	名寄帳閲覧 (1人分をもって1件とする)	1件
身分証明書	1通	公図閲覧 (公図は1枚をもって1件とする)	1件
不在住・不在籍証明書	1通	狩猟者登録税低税率適用証明	1件
戸籍の附票の写しの交付	1通	納税証明書	1枚
印鑑登録証明書	1通	除外証明	1件
外国人登録原票記載事項証明書	1通	農用地証明	1件
転出証明書に準ずる証明書 (住民票)	1通	適合証明 (農業委員会へ一時転用申請する際に必要な証明)	1件
地縁団体の認可証明書	1通	用途区分証明	1件
認可地縁団体印鑑証明書	1通	用途地域証明	1件
課税 (所得) 証明書	1件	区域区分証明	1件
非課税証明書	1件	都市計画区域外証明	1件
所得証明書 (児童手当用)	1件	仮換地証明書	1件
住民税決定証明書	1件	仮換地地底証明書	1件
営業証明書	1件	保留地売渡証明書	1件
所在証明書	1件	建物等移転証明書	1件
申告書の写し	1件	宅地の事業地内証明書	1件
評価証明書 (1枚6物件表示)	1枚	救急搬送証明書	1件
公課証明書 (1枚5物件表示)	1枚	防火管理者講習修了証明書	1件
土地所有証明書 (1枚5物件表示)	1枚	水道に関する証明手数料	1件
家屋所在証明書 (1枚6物件表示)	1枚	その他諸証明	1件
資産証明書	1件		
その他の市税及び公課に関する証明	1件		

市では、平成19年3月に策定された「深谷市行財政改革大綱」および「深谷市行財政改革推進計画」に基づき手数料の見直しを行ってきました。具体的には、住民票の写しな

どの発行にかかる経費を算出し、それに見合った手数料を設定したものです。その結果、4月1日から左表に掲げた手数料を、150円から200円に改正します。



ふかや市民大学 受講生を募集します

●問い合わせ ふかや市民大学事務局 (☎572-9581)



4月に開講する「ふかや市民大学」の受講生を募集します。「ふかや市民大学」は、市民の生涯学習やボランティア活動への理解を深め、学習を通して人と人とのつながり、そこでの学習成果をまちづくりに生かすことを目的として実施するものです。
対象 次の要件をすべて満たすかた
① 市内在住か在勤のかた
② 深谷市に関心があり、地域に積極的に参加する意欲のあるかた
③ 平成23年4月1日現在で16歳以上

ふかや市民大学日程表 (予定)

とき	内容
4月23日(土)	開校式・学長講話
5月14日(土)	ふかや緑の王国の経緯と開拓ボランティアの活動
5月28日(土)	嵐山史跡の博物館見学・史跡巡り
6月11日(土)	渋沢栄一の晩年
6月25日(土)	あなたを狙う悪質商法
7月2日(土)	埼玉工業大学講義
7月23日(土)	深谷の歴史と文化財
9月3日(土)	学校支援地域本部
9月10日(土)	救命講義
10月1日(土)	午前10時～正午 内ヶ島の万作
10月22日(土)	東都医療大学講義
11月5日(土)	認知症サポーター養成講座
11月27日(日)	クラシックコンサート
12月3日(土)	武州煮ぼうとう研究会の発足と歩み
12月17日(土)	防犯のまちづくり
1月14日(土)	唐沢川を愛する会の活動
1月28日(土)	生活習慣病を予防するために
2月4日(土)	食の安心・安全確保
2月18日(土)	市内経営者の経営理念・卒業式

※午前10時～11時30分に講座を、午前11時30分～正午に班活動を行います。
※実施日・内容は、変更になる場合があります。

以上のかた
定員 80人 (応募者多数の場合には抽選。結果は全員にお知らせします)
入学金 (学費) 1万円 (保険料含む)
※視察研修を行う場合には、別途参加料が必要です。
その他

① 全19回のうち、13回以上出席されたかたには、卒業証書を授与します。
② 留年はできません。
③ 卒業・退学・除籍を問わず、今回入学されたかたは、平成24年度から2年間、ふかや市民大学への受講申し込みができません。

④ 今回頂いた個人情報については、本事業でのみ使用します。
申し込み 2月28日(月) (必着) までに、はがきに必要事項①郵便番号 ②住所 ③氏名 (よみがな) ④生年月日 ⑤電話番号を記入の上、ふかや市民大学事務局 (☎366-0823 本住町17-3) へ

■公共下水道使用料 (旧深谷市)

(2か月分)

現行料金		新料金	
基本使用料		基本使用料	
0 ~ 40 m ³	1,890円	0 ~ 20 m ³	1,680円
超過分使用料単価		超過分使用料単価	
-	-	21 ~ 40 m ³	31.5円
41 ~ 60 m ³	115.5円	41 ~ 60 m ³	115.5円
61 ~ 100 m ³	126円	61 ~ 100 m ³	126円
101 ~ 200 m ³	136.5円	101 ~ 200 m ³	136.5円
201 ~ 500 m ³	147円	201 ~ 500 m ³	147円
501 ~ 1,000 m ³	157.5円	501 ~ 1,000 m ³	157.5円
1,001 ~	168円	1,001 ~	168円

※旧岡部・川本・花園町の使用料は変わりません。

■農業集落排水使用料

(1か月分)

処理区	現行料金	新料金
深谷処理区 (旧深谷市内の処理地区)	基本使用料	2,037円
	人数割額	304円/人
岡部処理区 (旧岡部町内の処理地区)	基本使用料	2,100円
	人数割額	315円/人
川本処理区 (畠山・上原地区)	基本使用料	2,000円
	人数割額	300円/人

※上記以外の地区の使用料は変わりません。

公共下水道・農業集落排水の使用料が変わります

これまで、公共下水道と農業集落排水の使用料は、旧1市3町の料金制度を引き継いだ金額となっていました。したが、受益者負担の原則に基づき、段階的に改正することとなりました。

（6月に検針のかたは7月から、7月に検針のかたは8月から新しい使用料での請求となります）
○農業集落排水
4月1日（1期分）から適用
問い合わせ 下水道課 (☎572-8633)、集落排水課 (☎572-8661)



臨時職員の登録を受け付けます

●問い合わせ 経営管理課 (☎574-6636)
保育課 (☎574-8648)

職種	勤務条件	その他	申し込み
一般事務	勤務時間 午前8時30分～午後5時 ※休憩時間あり 休日 土・日曜日、祝休日、年末年始 賃金 時給830円 ※一部通勤費用負担あり	①勤務日・勤務時間などは、業務の内容により異なることがあります。 ②短時間の勤務を希望するかたも登録できます。 ③社会保険など、加入制度があります。	市販の履歴書または臨時職員登録用履歴書(市ホームページから入手できます)に必要事項を記入の上、郵送または直接、経営管理課(☎366-8501 仲町11-1)へ
保育士	勤務時間 午前8時30分～午後5時 ※休憩時間、変則勤務あり 休日 土・日曜日、祝休日、年末年始 賃金 時給930円 ※一部通勤費用負担あり	①保育士の資格が必要です。 ②市立保育園(10園)での勤務となります。 ③社会保険など、加入制度があります。	市販の履歴書に必要事項を記入の上、資格証のコピーを添えて、郵送または直接、保育課(☎366-8501 仲町11-1)へ
学童保育指導員	勤務時間 平日 午後1時30分～6時 土曜日・長期学校休業日 午前8時～午後6時 ※休憩時間、変則勤務あり 休日 日曜日、祝休日、年末年始ほか 賃金 時給1,000円 ※一部通勤費用負担あり	①教諭または保育士の資格が必要です。 ②市立学童保育室(14室)での勤務となります。 ③社会保険など、加入制度があります。	※登録期間は、受け付けをしてから平成24年3月31日(出)までです(保育士・学童保育指導員を除く)。

市では、4月以降に、臨時職員として勤務を希望されるかたの登録を受け付けます。
臨時職員が必要となった場合には、登録されたかた

の中から面接などにより選考し、勤務していただきます。
※登録していただいた場合でも、勤務できないことがあります。



国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所 (☎522-5158)
保険年金課 (☎574-6641)
岡部市民環境課 (☎585-2213)
川本市民環境課 (☎583-2783)
花園市民環境課 (☎584-1122)

国民年金保険料は安心・便利な口座振替、お得な前納制度で

国民年金保険料の納付方法には、納付書に現金を添えて保険料を納付する方法のほか、次の口座振替による方法、クレジットカードによる方法などがあります。この機会に、保険料の納め忘れがない、便利で安心な口座振替納付、クレジットカード納付をご利用ください。

1 口座振替納付(当月末振替50円割引)
手続き 基礎年金番号が分かる物、預(貯)金通帳、通帳届出印、口座振替納付申出書(市、金融機関などで入手できます)をお持ちの上、金融機関へお持ちの上、クレジットカード納付
2 クレジットカード納付
手続き 基礎年金番号が分かる物、クレジットカード、クレジットカード納付申出書(市、年金事務所などで入手できます)をお持ちの上、年金事務所へ

前納申請期間 ①1年度分・上期分(4月～9月)は2月28日(月)まで ②下期分(10月～翌年3月)は8月31日(水)まで

年金事務所職員を名乗る詐欺にご注意ください
最近、年金事務所職員を装いご自宅を訪問し、「年金の手続きが終わっていない。ご本人に代わって手続きをするので手数料を支払ってほしい。」などと言って、その場で現金を請求するような事例が報告されています。
年金事務所の職員がご自宅を訪問し、年金手続きの手数を請求することはありません。年金事務所の職員を名乗った訪問や電話で不審な点がありましたら、その場で対応することなく、年金事務所へ確認するなど十分にご注意ください。
なお、年金事務所の職員が訪問する際には、身分証明書を持っていますのでご確認ください。



市民税課からのお知らせ

●問い合わせ 市民税課 (☎574-6637)
熊谷税務署 (☎521-2905)

2月27日(日)南公民館で行う「市・県民税申告」を午前8時から開始します

第5回ふかやシティハーフマラソンの開催に伴い、南公民館周辺で交通規制(午前9時20分～10時20分)が行われるため、市・県民税申告の受け付けを午前9時から午前8時に、1時間繰り上げて開始します。

大変ご迷惑をお掛けしますが、時間に余裕を持って申告会場にお越しください。

平成23年度 市・県民税の主な改正内容

○65歳未満のかたの公的年金等所得に係る所得割の徴収方法が変更になります
地方税法の改正により、平成23年度課税分から、65歳未満のかたの公的年金等所得に係る市・県民税の徴収方法が変更になります。
対象 次の条件をすべて満たすかた
①平成23年4月1日現在、65歳未満で公的年金等所得があるかた(公的年金等収入額が70万円を超えているかた)
②給与所得があり、市・県民税を特別徴収(給与からの天引き)で納付しているかた
変更内容
平成22年度については、市・県民税が毎月給与から特別徴収されている場合でも、公的年金等所得に係る税額は普通徴収(納付書または口座振替で納付する方法)で納付していただくことができました。
今回の改正により、公的年金等所得分の市・県民税についても、原則、給与所得と一括して給与から特別徴収することとなりました。

徴収方法の選択
今回の改正で対象となるかたの市・県民税は原則として給与からの特別徴収となります。ただし、確定申告で徴収方法の選択をすることにより、給与以外の所得に係る市・県民税を普通徴収とすることができます。
実施時期
平成23年6月分の給与から特別徴収される市・県民税から適用されます。
※この制度は、市・県民税の徴収方法を変更するものであり、これにより新たな負担は生じません。
熊谷税務署からのお知らせ
○確定申告書は自分で正しく作成し、お早めに
税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書・収支内訳書などの提出書類について、ご自分で作成し、郵送などにより提出していただく自書申告を推進しています。
※電子申告を行うには、事前の手続きが必要です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。ただ、税務署へお問い合わせください。

申告・納税期限
所得税 3月15日(火)
消費税・地方消費税(個人事業者) 3月31日(木)
贈与税 3月15日(火)
※所得税と消費税・地方消費税の納税は、口座振替をご利用ください。
※口座振替の振替納付日は、次の通りです。
①平成22年分所得税第3期分 : 4月22日(金)
②平成22年分消費税(個人事業者)確定申告分 : 4月27日(水)
○納税証明書を請求されるかたへ
2月・3月は確定申告期間のため、平成22年分の納税証明書が、請求日当日に発行できない場合があります。
また、納税直後に納税証明書を請求される場合には、納税の領収証書をお持ちください。
請求に必要な物
①納税証明書交付請求書(税務署窓口にあります)
②本人(法人の場合は代表者)の確認ができる書類(運転免許証・住基カードなど)
③印鑑(法人の場合は代表者印)
④収入印紙・現金(1年分1通につき400円)
※本人以外のかたが請求される場合は、必ず委任状をお持ちください。
請求窓口 熊谷税務署管理運営部門